

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

## 求 釈 明 申 立 書

2023（令和5）年3月28日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 三宅 俊 司

同 三宅 千 晶

頭書事件について、原告は、被告に対し、下記の事項について釈明を求める。

### 記

#### 第1 本件移管台帳のうち、「頭蓋骨標示」に記載された情報について

本件移管台帳のうち、「頭蓋骨標示」に記載されている情報は、本件琉球人遺骨の「採集場所」であるというが、これは、原告第3準備書面・6頁にまとめた「運天」「首里」「那覇」といった地域名が記載されているに留まるのかを明らかにされたい。

## 第2 調査の実施状況及び調査の対象について

### 1 調査の遅れについて

被告は、被告準備書面(2)・9頁において、本件琉球人遺骨に関する調査について、「今後順調に進めば2年ほどでは中間報告できるものと考えている。」と主張していた。

しかしながら、被告は、準備書面(5)において、令和3年度予算ですら現時点で執行できておらず、調査は終了していないという。

被告は「調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む諸般の事情により当該年度内に実施することができ」なかったと理由を述べるが、オンラインミーティングが行われている今日の状況において、コロナによる調査の遅れはもはや理由にはならない。

原告としては、このような処分庁の調査の実施状況からすれば、処分庁はいたずらに調査を長引かせることにより、本件各不開示部分をいつまでも開示せず、実際にはこの間に本件琉球人遺骨について計測調査等を行っているのではないかと懸念している。

### 2 調査の対象について

また、調査の内容について、被告は、「処分庁が不開示としているのは、移管台帳に記載された本件人骨を収集したとされる場所の情報であり、本情報が確実に本件人骨の収集場所かは未だわからない。処分庁は、本件人骨がどこで収集されたものなのかにつき、調査中であり、特定できていない。」と主張し（準備書面(5)・2頁及び3頁。「被告準備書面(2)・6頁においても同様の主張をしている。）、他方で「処分庁による調査結果と移管台帳記載の情報が異なる可能性はある。一方で、調査の結果、同じになる可能性もある。」（準備書面(5)・4頁）と主張する。

処分庁が、本件琉球人遺骨の収集場所を明らかにしようとするこの意味が、本件琉球人遺骨が盗掘された墓等の情報までをも含む趣旨であれば、今日現存し

ている資料には、そのような情報が記載されたものは存在しないはずであるから（最も詳しい遺骨の収集場所についての情報は、原告第3準備書面・4頁：表1において記載した「収集場所」である。）、被告の主張する「調査」なるものは、そもそも実施不可能な調査だと言わざるを得ない。

### **3 求釈明事項**

そこで、①令和3年度予算のうち、文化財関連事業費の普通旅費の予算執行状況、②本件琉球人遺骨に係る調査の進捗状況、③被告が主張する調査の対象である、「移管台帳に記載された本件人骨を収集したとされる場所の情報」の具体的な内容について明らかにされたい。

以 上